

○富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則

令和2年3月26日
富山市教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するため、富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 条例第2条第2項に規定する教育職員であつて、本市が設置する義務教育諸学校等(同条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。)に勤務するもの
- (2) 在校等時間 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間
- (3) 所定の勤務時間 条例第6条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間(同項に規定する正規の勤務時間をいう。)
- (4) 時間外在校等時間 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間(時間外在校等時間の上限等)

第3条 教育職員の時間外在校等時間は、次に定める時間の範囲内とする。

- (1) 1箇月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 2 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合における教育職員の時間外在校等時間は、次に定める時間及び月数の範囲内とする。
- (1) 1箇月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月
- 3 教育委員会は、教育職員の時間外在校時間が前2項に規定する時間及び月数を超えないよう教育職員の業務の量を適切に管理するものとする。

(細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の時間外在校等時間の上限その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。